

—記者発表資料—

平成23年6月1日
日本下水道事業団

日本下水道事業団役員の募集について

日本下水道事業団（JS）では、下記のとおり、役員を公募により選考することとなりましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、別添資料「職務内容書（ジョブディスクリプション）」をご覧ください。

記

(1)公募ポスト

- ①理事長
- ②理事（経営企画担当）
- ③監事（非常勤）

(2)受付期間

平成23年6月1日（水）から平成23年6月22日（水）まで

(3)選考方法等

外部の有識者からなる選考委員会による選考。

(4)任命手続き

・理事長及び監事（非常勤）

役員選考委員会の審議を経て、理事会で選任のうえ、評議員会の議決後、国土交通大臣の認可を経て、決定。

・理事（経営企画担当）

役員選考委員会の審議を経て、評議員会の議決後、国土交通大臣の認可を経て、理事長が任命。

(5)その他

日本下水道事業団ホームページ <http://www.jswa.go.jp/>

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団

経営企画部人事課長 松田 英雄

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル

TEL:03-6361-7813(ダイヤルイン)

FAX:03-3359-6363

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

○日本下水道事業団 理事長

日本下水道事業団は地方公共団体の下水道事業に係る唯一の公的な代行・支援機関として、地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設及び下水道に関する技術的援助、下水道技術者の養成及び下水道に関する技術開発を行っています。

公募する理事長には、当事業団を代表して、地方公共団体や国等の関係機関と連絡調整を図りながら、事業団の重要な経営事項の意思決定及び経営運営改革の実施に当たり、その責務を果たすとともに、事業団の所掌業務に関して役職員を指揮監督するため、業務に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営することができる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 機関名：日本下水道事業団（以下「事業団」という。）

（法人の業務概要）

事業団は、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人であり、地方公共団体の代表者が参画する合議制の意思決定機関である評議員会のもとで業務を運営しています。主な業務内容は以下のとおりです。

- (1) 地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設等
- (2) 地方公共団体の委託に基づく下水道に関する技術的援助
- (3) 下水道技術者の養成
- (4) 下水道に関する技術開発

2. ポスト：理事長 1ポスト1名

（任期3年：平成23年11月1日～平成26年10月31日）

3. 職務内容

当事業団の基本的な経営方針を立案し、その達成のための中期計画に基づき、事業団全体の運営管理業務（役職員数約500名）を総理します。特に、平成24年度から始まる第4次中期計画の策定及び実施にあたっては、強い指導力が求められます。

また、事業団を代表して、地方公共団体や国等の関係機関との連携業務を総理するとともに、自ら必要な折衝・交渉を行います。

事業団の組織運営にあたっては、これまで顧客（地方公共団体）第1の経営、自立的な経営を経営理念として運営してまいりました。これに加え、今や、下水道事業は建設中心の時代から、循環型社会を構成する都市基盤施設の一翼を担うとともに、マネジメントの時代に入っております。したがって、一時も機能停止を許されないライフラインとして、

事業団ではいち早く持続的な機能維持とライフサイクルコスト最小化の両立を目指し、下水道アセットマネジメント手法を開発し、下水道のライフサイクルに亘る支援を開始しております。

また、事業団では現在、この度の東北地方太平洋沖地震で被災した多くの地方公共団体からの要請に応え、下水道施設の応急復旧、本復旧工事等の支援活動に事業団を挙げて取り組んでいます。

理事長には、業務上の健全な判断のみならず、災害発生等緊急時における支援活動等社会への貢献まで幅広く視野に入れた組織的な取組により社会的責任を果たすべく、強力なリーダーシップを発揮することが求められます。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。
- ・事業団が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有し、事業団の経営運営改革の実施の確保に当たっての強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等の組織の管理経験を有し、500人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・地方公共団体・国、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本社（東京都新宿区四谷三丁目）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めはありません。
- ・給与：年収約18百万円及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（1回）
- ・危機管理：地震等災害時など業務上必要がある場合には、時間を問わず勤務することになります。
- ・その他：給与等の条件については、今後変更されることがあります。

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考します。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書による審査）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による役員選考委員会の審議を経て、理事会で選任の上、評議員会で審

議し、評議員会の議決後、国土交通大臣の認可を経て、決定されます。

※ 公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続により選考を行う場合があります。

(3) 応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。）

・履歴書（別添様式に従い作成してください。）

・自己アピール文書（A4 で2枚以内。2,000字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、当事業団の業務目的及び理事長の業務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめてください。）

6. 欠格事項等

日本下水道事業団法第16条に基づき、次のいずれかに該当する者は、役員となることができません。

(1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除きます。）

(2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問いません。これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含みません。）

(3) (2) に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問いません。これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含みます。）

なお、当事業団の役員となった場合には、日本下水道事業団法第19条の規定により、在任中、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することができません。

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

○日本下水道事業団 経営企画担当理事

日本下水道事業団は地方公共団体の下水道事業に係る唯一の公的な代行・支援機関として、地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設及び下水道に関する技術的援助、下水道技術者の養成及び下水道に関する技術開発を行っています。

公募する経営企画担当理事には、理事長を補佐し、重要な経営事項の意思決定及び経営運営改革の実施に当たり、その責務を果たすとともに、主として、経営企画部門、情報システム部門、監査部門を統括し、担当部門の職員（約50名）を指揮監督するため、業務に関する高度な知識及び経験を有し、業務を適正かつ効率的に運営できる者を求めています。

1. 機関名：日本下水道事業団（以下「事業団」という。）

（法人の業務概要）

事業団は、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人であり、地方公共団体の代表者が参画する合議制の意思決定機関である評議員会のもとで業務を運営しています。主な業務内容は以下のとおりです。

- (1) 地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設等
- (2) 地方公共団体の委託に基づく下水道に関する技術的援助
- (3) 下水道技術者の養成
- (4) 下水道に関する技術開発

2. ポスト：理事（経営企画担当） 1ポスト1名

（任期2年：平成23年8月1日～平成25年7月31日）

3. 職務内容

理事会の構成員として、重要な経営事項を企画・立案し、その決定に参画するとともに、以下の部局（職員総数約50名）に係る業務を分担管理します。特に、下水道アセットマネジメントなど、長期の経営の方向を検討しつつ、経営リスクの分析対応とコンプライアンスの徹底に意を用いながら、その所掌事務に関して職員を指揮監督するとともに、関係機関との所要の調整を行います。

- (1) 経営企画部（総務課、経営企画課、人事課、会計課、法務・コンプライアンス課）

事業団の経営に関する企画・立案、人事全般、会計全般並びにリスク管理及びコンプライアンスの推進等に関することを行います。

- (2) 情報システム室

業務運営に関する情報技術の総合調整、情報セキュリティ等に関することを行います。

(3) 監査室

業務の監査に関することを行います。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で65歳未満であること。
- ・事業団が行う業務について、的確に遂行できる十分な能力を有し、事業団の経営運営改革の実施の確保に当たっての強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等の組織の管理経験を有し、50人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・地方公共団体・国、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していること。
- ・大学の法学部若しくは経済学部卒業程度の法律若しくは経済知識を有していること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本社（東京都新宿区四谷三丁目）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めはありません。
- ・給与：年収約15百万円及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（1回）
- ・危機管理：地震等災害時など業務上必要がある場合には、時間を問わず勤務することになります。
- ・その他：給与等の条件については、今後変更されることがあります。

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考します。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書による審査）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による役員選考委員会の審議を経て、評議員会で審議し、評議員会の議決後、国土交通大臣の認可を経て、理事長が任命します。
- ※ 公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続により選考を行う場合があります。
- (3) 応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。）
 - ・履歴書（別添様式に従い作成してください。）

・自己アピール文書（A4 で2枚以内。2,000字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、当事業団の業務目的及び理事の業務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめてください。）

6. 欠格事項等

日本下水道事業団法第16条に基づき、次のいずれかに該当する者は、役員となることができません。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除きます。）
- (2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問いません。これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含みません。）
- (3) (2) に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問いません。これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含みます。）

なお、当事業団の役員となった場合には、日本下水道事業団法第19条の規定により、在任中、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することができません。

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

○日本下水道事業団 監事（非常勤）

日本下水道事業団は地方公共団体の下水道事業に係る唯一の公的な代行・支援機関として、地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設及び下水道に関する技術的援助、下水道技術者の養成及び下水道に関する技術開発を行っています。

公募する監事（非常勤）には、業務内容の適正性・法令遵守状況及び決算の適正性などについて監査し、監査の結果に基づき、理事長又は国土交通大臣に意見を提出する責務を負っており、当該職務を適正かつ効率的に遂行するとともに、事業団の経営運営改革の実施の確保のために、当該監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有し、人格高潔で高い倫理観を有する者を求めています。

1. 機関名：日本下水道事業団（以下「事業団」という。）

（法人の業務概要）

事業団は、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人であり、地方公共団体の代表者が参画する合議制の意思決定機関である評議員会のもとで業務を運営しています。主な業務内容は以下のとおりです。

- （1）地方公共団体の委託に基づく下水道の根幹的施設の建設等
- （2）地方公共団体の委託に基づく下水道に関する技術的援助
- （3）下水道技術者の養成
- （4）下水道に関する技術開発

2. ポスト：監事（非常勤） 1ポスト1名

（任期2年：平成23年9月10日～平成25年9月9日）

3. 職務内容

事業団の（1）業務内容の適正性・法令遵守状況、（2）決算や契約の適正性など、業務全般について監査する任務を負い、理事長とは独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する役割と責任を有し、主に以下の監査業務を行います。

（1）業務内容の適正性・法令遵守状況について

業務の適正かつ効率的、効果的な運営を確保するため、業務の適正性や法令遵守状況など事業団の業務全般について監査を行います。

（2）決算の適正性について

毎年6月中に国土交通大臣に提出する財務諸表及び決算報告書の適正性について監査を行い、それらの内容に関する監事の意見書を理事長に提出します。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で65歳未満であること。
- ・事業団が行う業務について、事業団の経営運営改革の実施の確保に当たっての強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して監査業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、事業団を相手とする訴訟当事者等といった経歴を有しない他、監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・業務内容の適正性・法令遵守状況等の監査実施に当たっては、当事業団が行う業務について、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有していることが望ましい。
- ・財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、それらの監査業務に従事した経験を有しており、その経験を通じて財務状況や決算状況の監査に精通していること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、500人規模の組織の監査を、必要な場合は、自己の判断に基づき内外の反対に抗して適切に遂行できる十分な能力を有していると認められること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：非常勤（原則として週2日程度）
- ・勤務地：本社（東京都新宿区四谷三丁目）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めはありません。
- ・給与：年収約280万円（通勤手当等の諸手当の支給なし）
- ・福利厚生：なし
- ・その他：給与等の条件については、今後変更されることがあります。

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考します。
 - ① 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書による審査）
 - ② 二次選考（面接審査）
 - ③ 外部有識者による役員選考委員会の審議を経て、理事会で選任の上、評議員会で審議し、評議員会の議決後、国土交通大臣の認可を経て、決定されます。
- ※ 公募による手続で適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続により選考を行う場合があります。

(3) 応募書類等（応募書類等については、一切返却しませんので予めご了承下さい。）

- ・履歴書（別添様式に従い作成してください。）
- ・自己アピール文書（A4で2枚以内。2,000字程度。自らがこのポストに適任である

ことを示すため、当事業団の業務目的及び監事の業務内容に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめてください。）

6. 欠格事項等

日本下水道事業団法第16条に基づき、次のいずれかに該当する者は、役員となることができません。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除きます。）
- (2) 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問いません。これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含みません。）
- (3) (2) に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問いません。これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含みます。）

なお、当事業団の役員となった場合には、日本下水道事業団法第19条の規定により、在任中、国土交通大臣の承認を受けた場合を除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事することができません。